

保育園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人尚徳福社会

馬橋保育園

〒166-0003 杉並区高円寺南3丁目-16-14

TEL 03-3314-0287

FAX 03-3314-0399

メールアドレス mabashiho@shoutoku-f.com

目次

重要事項説明書

1	事業者の運営主体.....	2
2	施設の概要.....	2
3	主な施設・設備の概要.....	2
4	施設の目的、運営方針.....	3
5	職員体制.....	4
6	保育・教育を提供する日・時間.....	4
7	利用料金.....	5
8	支払方法.....	5
9	提供する保育・教育の内容.....	5
10	個人情報の取り扱いについて.....	8
11	防災に備えて.....	9
12	給食等について.....	10
13	保護者に用意していただくもの.....	10
14	登園・降園について.....	13
15	保育園と保護者との連携について.....	13
16	健康診断、健康管理について.....	14
17	感染症対策について.....	14
18	障がい児保育について.....	14
19	医療的ケアが必要な児童の保育について.....	15
20	虐待の防止.....	15
21	嘱託医.....	15
22	地域防災拠点、広域避難場所.....	15
23	緊急時における対応.....	15
24	非常災害時の対策.....	15
25	賠償責任保険の加入状況.....	16
26	業務の質の評価について.....	16
27	苦情相談窓口.....	17
28	地域の育児支援について.....	17

尚徳福祉社会組織図

社会福祉法人 尚徳福祉会

評議員会

評議員選任・解任委員会

理事会

理事

監事

会計監査人

理事長

専務理事

本部事務局

役員室
人事/社保/労務担当課
総務課
給与/退職金担当課
経理課
財務担当課
IB管理課
運営費/処遇改善費等担当課
企画課
研究/研修課
東京事務所
沖縄事務所

介護老人保健施設

介護老人保健施設
アイアイ
(米子市)

病児保育

病児看護センター
ベアーズデイサービス
(米子市)

認可保育園・認定こども園

馬橋保育園(杉並区)

認定こども園ベアーズ(米子市)
日野保育園(横浜市)
坂戸保育園(川崎市)
高野台保育園(練馬区運営業務委託)
末長こぐま保育園(川崎市)
境木保育園(横浜市)
沼袋西保育園(中野区)
生麦保育園(横浜市)
松が丘保育園(中野区)
保土ヶ谷保育園(横浜市)
保育園与那原ベアーズ(与那原町)
保育園川崎ベアーズ(川崎市)
認定こども園新宿ベアーズ(新宿区)
おぐら保育園(川崎市)
保育園与那原ベアーズⅡ(与那原町)
保育園神田ベアーズ(千代田区)
認定こども園世田谷ベアーズ(世田谷区)
井荻保育園(杉並区)
仲町保育園(中野区)

小規模保育園

日吉津ベアーズ(日吉津村)
米子駅前ベアーズ(米子市)
南部町ベアーズ(南部町)

学童保育

ビッグベアーズA(米子市)
ビッグベアーズB(米子市)
ビッグベアーズⅡ(米子市)
ビッグベアーズⅢ(米子市)
ビッグベアーズ車尾(米子市)

園長

主任

事業所内保育所

とちょう保育園(新宿区)

定期利用保育事業所

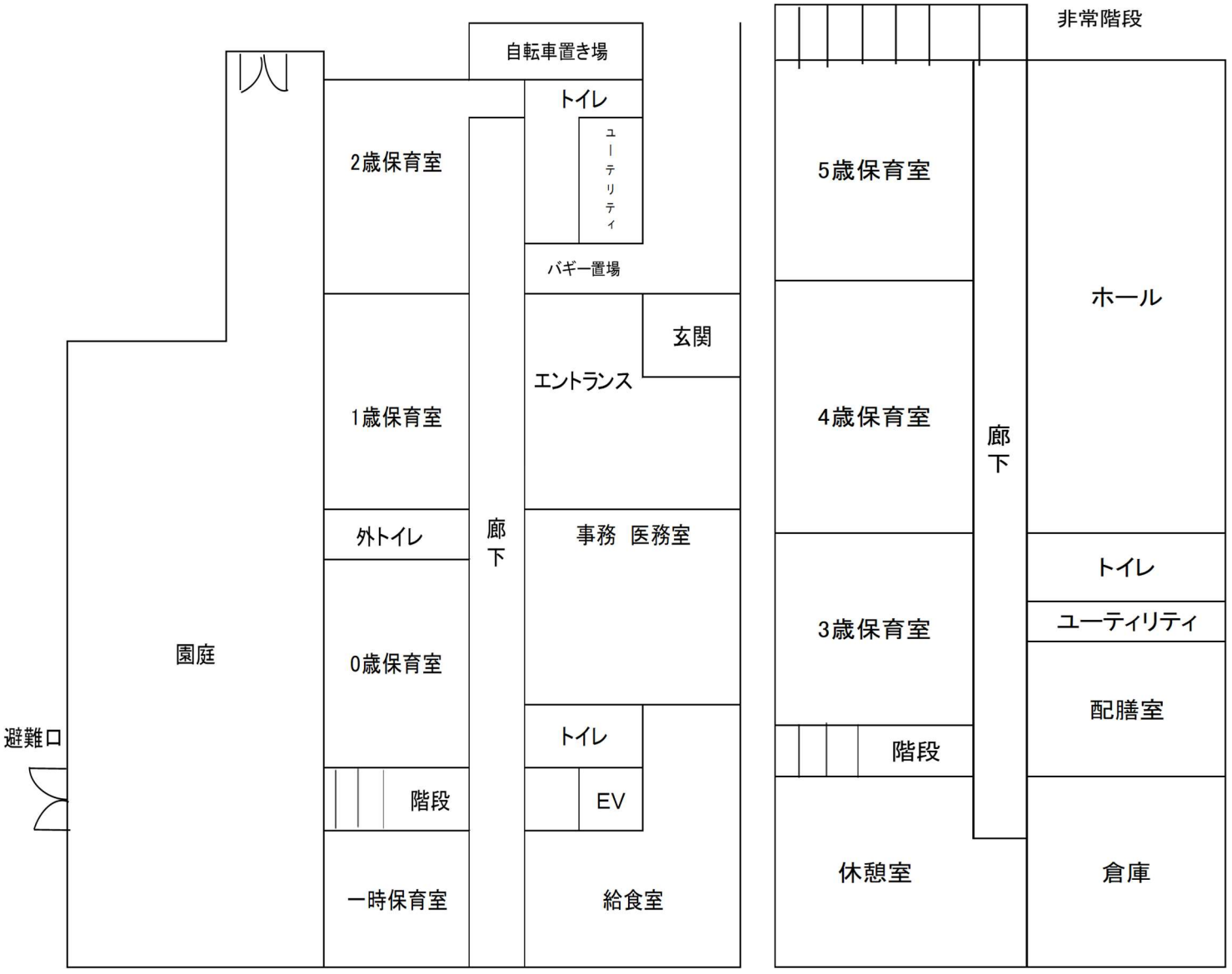
定期利用保育施設和田堀(杉並区)

たんぽぽ(0歳児)	もも(1歳児)	ちゅうりっぷ(2歳児)	すみれ(3歳児)	ゆり(4歳児)	ひまわり(5歳児)	給食室
保育士・看護師	保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	調理員

園舎平面図

1階

2階



馬橋保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原1889-6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	イ) 保育所の経営 ロ) 介護老人保健施設及び老人福祉センターの経営 ハ) 放課後児童健全育成事業の経営 ニ) 老人デイサービスセンターの経営 ホ) 老人居宅介護等事業の経営 ヘ) 病児保育事業の経営 ト) 一時預かり事業の経営

2 施設の概要

種別	保育所					
名称	社会福祉法人尚徳福祉会 馬橋保育園					
所在地	〒166-0003 東京都杉並区高円寺南3-16-14					
電話番号・FAX	TEL 03-3314-0287 FAX 03-3314-0399					
施設長氏名	辻 敦美					
開設年月日	平成30年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人	15人	18人	20人	20人	20人
対象	生後57日目～就学前まで					
取扱う保育事業	延長保育、障がい児保育、産休明け保育(57日から)					
事業所番号						

3 主な施設・設備の概要

敷地面積	974.67 m ²		
園舎構造	鉄骨造 2階建		

	延床面積		779.24 m ²
施設設備の数と面積	乳児室	3室	125.83 m ²
	保育室	3室	131.60 m ²
	調理室	1室	36.82 m ²
	一時保育室	1室	33.89 m ²
	便所	2室	30.20 m ²
	事務室 (医務コーナー)	1室	25.65 m ² (3.03 m ²)
設備の種類	給排水、空調、ガス、換気、DW、電気、非常照明 自動火災報知設備		
屋外遊戯場 (園庭)	屋外遊戯場	270.69 m ²	

園舎平面図 別添

4 施設の目的、運営方針

目的	当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。
運営方針	<p><保育理念></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実体験に根差した保育 2. 一人ひとりの成長発達に必要な援助の的確な提供 3. 保護者と協力した「共育て」の推進 4. 保育経験の区民への還元 5. 保育における学びと教育の連携 <p><保育目標></p> <p>自分が好き、友達が好き、自然が好き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分も人も大切にできる子ども ・「なんでだろう」と学ぶことを楽しめる子ども ・感動する心をもつ子ども ・失敗してもあきらめない子ども <p><保育方針>心も体も健康で明るい子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命の大切さを知り、様々な物事に感動できる子ども ・思いやりの気持ちを持ち、友達と意欲的に遊ぶ子ども ・個性豊かで創造的な子ども <p><保育の中で大切にしていること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの行動にはすべて意味がある」と捉え、子ども一人一人ありのままの姿

	<p>を受け止め、その思いに寄り添う保育を心がけています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを肯定的にみる保育を大切にしています。 ・大人も豊かな感性を持ち、子どもが感じたわくわくドキドキ感を見逃さず、興味や関心を深めていける機会を多く持つようにしています。 ・「失敗しても大丈夫」と子どもの頑張りを認め、「もう1回」とあきらめない気持ちで育つよう見守っています。 ・戸外に出る機会を多く持ち、五感と肢体を使った楽しい遊びが経験できるよう環境づくりを工夫しています。 ・砂場や泥んこ遊びを通して、ざらざら、ぬるぬる、どろどろ等の体験を思い切り楽しめる体験を大切にしています。 ・“感動と発見”“実体験”自分で考えて疑問を感じ工夫してみる。“〇〇だから△△かな？”等、側にいる大人との共感を大事にしながら、子どもたち一人一人の「生きる力」を育てています。 ・保護者の方が安心して仕事ができるよう、また子育てが楽しくできるよう家庭との連携や情報の共有を大切にしています。
--	---

5 職員体制

施設長（園長）	1人
主任	1人
副主任	1人
保育士	15人
看護師	1人
栄養士	4人
調理員（栄養士除く）	1人
事務員	1人
その他（嘱託医）	1人（非常勤：1人）

6 保育・教育を提供する日・時間

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日曜日、国民の祝・休日、12月29日～1月3日

（1）開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後8時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後8時30分まで

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	夕：午後6時30分から午後8時30分まで

※延長保育の利用は1才のお誕生日以降になります。(完了食より夕食の提供が可能です)

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

月曜日から金曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時29分まで 夕：午後4時31分から午後8時30分まで

7 利用料金

利用料(利用者負担)	保護者が居住する区が定める利用料*区へ納付
延長保育料(申請者)	月極め利用 ・1時間：区が定める利用料/2時間：区が定める利用料×2 (届出が必要となります) スポット利用 ・1時間：800円/2時間：1,600円 上限 9600円
夕食代(申請者)	1食 350円(ご利用の3日前正午までにお申し込み下さい。なお月曜利用の場合は、木曜までとなります)
スナップ写真(希望者)	1枚 30円
DVD代(希望者)	1枚 400円



8 支払方法

<p>保育料→区へ口座引き落とし</p> <p>延長保育料、夕食、スナップ写真、DVD代金→尚徳福祉会へ支払う</p> <p>口座振替払：2ヵ月分月末締め、翌々月口座振替</p>

9 提供する保育・教育の内容

<p>児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育の全体の計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。</p>

<毎日の保育・教育の流れ>

年齢 時間	乳児	幼児
7:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次登園 健康状態や家庭での様子を聞きながら受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次登園 健康状態や家庭での様子を聞きながら受け入れ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 好きなあそび 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 好きなあそび 
9:15	<ul style="list-style-type: none"> ・ おやつ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 150px; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 20px auto;"> <p style="text-align: center;">あそび (室内 園庭 散歩など)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 150px; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 20px auto;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ あそび ・ クラス活動 ・ 異年齢交流保育など (散歩の行先によっては早く出発することもあります) </div>
11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食 	
11:15	(年齢によって前後します)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食
11:45		(年齢によって前後します)
12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼寝および休息 	
13:00		<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼寝および休息
15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目覚め 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目覚め
15:15	<ul style="list-style-type: none"> ・ おやつ ・ あそび 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おやつ ・ あそび
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次降園 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次降園
18:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育開始 補食	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育開始 補食
20:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉園 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉園

<お散歩のコース>

園庭以外に、近隣にある梅里中央公園、阿佐ヶ谷公園などに散歩に行きます。

< 保育計画（年間） >

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な環境の中で、一人一人の子どもの生活リズムや生理的欲求、甘えなどの依存欲求を満たしながら情緒の安定を図り、保育者との信頼関係を築く。 ●子どもの感情や喃語に応えたり語りかけたりすることで発語の意欲を育む。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●安心できる保育者との関係の中で、一人一人の要求を満たし、心身ともに健康に過ごす。 ●食事、排泄、着脱などを通して、簡単な身の回りのことを自分でやろうとする。 ●探索活動を十分に経験する中で、周囲に興味、関心を持ち、体を動かして遊ぶことを楽しむ。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●保育者との触れ合いを感じ、安心して自分の欲求や思いを表現する。 ●いろいろな経験を通して言葉が豊かになり、自分の思いや気持ちを表したり、言葉のやり取りを楽しむ。
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な生活習慣を身に着け、園生活を健康的にいきいきと過ごす。 ●保育者や友達に自分の思いを伝える喜びを知る。 ●意欲的に活動に取り組み、やり遂げた達成感を味わう。
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●園生活に慣れ、喜んでいろいろな活動に取り組み、日常生活に必要な習慣や態度を身に着ける。 ●いろいろな遊びに興味を持ち、保育者や友達のかかわりを広げる。 ●身近な社会や自然の事象に興味関心を持ち、発見を楽しんだり考えたりして生活に取り入れる。 ●いろいろな経験をとって生活に必要な言葉を身に着ける。
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●健康な生活リズムを身に着け、友達と体を十分に動かし、心地よさや楽しさを味わい進んで運動する。 ●園生活を楽しみ、意欲的に遊びや生活に取り組むとともに、主体的に行動して充実感を味わう。 ●友達のかかわりを通して社会生活における必要な態度を身に着けみんなで役割を分担したりしながら（協同性）、目的を成し遂げる喜びを味わう。 ●さまざまな体験を通して、豊かな感性を育み、表現することの楽しさを味わう。
そ の 他 (年間行事)	<p>こどもの日 プール開き 七夕 運動会（幼児） 園外保育（4，5歳児）</p> <p>おにぎり散歩（3歳児） 芋ほり（5歳児） やきいも（全クラス）</p> <p>冬のパーティー（全クラス） 新年子ども会 節分 ひなまつり 卒園式</p> <p>*保育まつり(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会～年2回行います。 ・身体測定は毎月行います。 ・避難訓練は毎月1回行います。 ・保育参加・参観が可能です。

	・ 個人面談は秋頃行います。
--	----------------

10 個人情報の取り扱いについて

<個人情報の利用目的>

保護者より提出していただく個人情報や、日々の保育業務を通して得た個人情報は「児童福祉法」および厚生労働省編「保育所保育指針」が示す保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

個人情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、家庭状況の個人を識別できる情報をいいます。

<個人情報の第三者への提供について>

「個人情報保護法」第 23 条に規定された事項に該当する場合を除いては、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報を提供することはありません。

<個人情報の管理>

利用する個人情報を正確かつ細心に保つよう努めるとともに、漏えい、滅失（めっしつ）、または毀損（きそん）の防止、安全管理のため必要かつ適切な措置を講じます。

利用目的を失した個人情報は法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

<個人情報の開示・訂正・利用停止・消去>

個人情報窓口を設置し、保護者からの要求がある場合には法令に従って速やかに対応します。

苦情などについても個人情報相談窓口で受付し、適正に対応します。

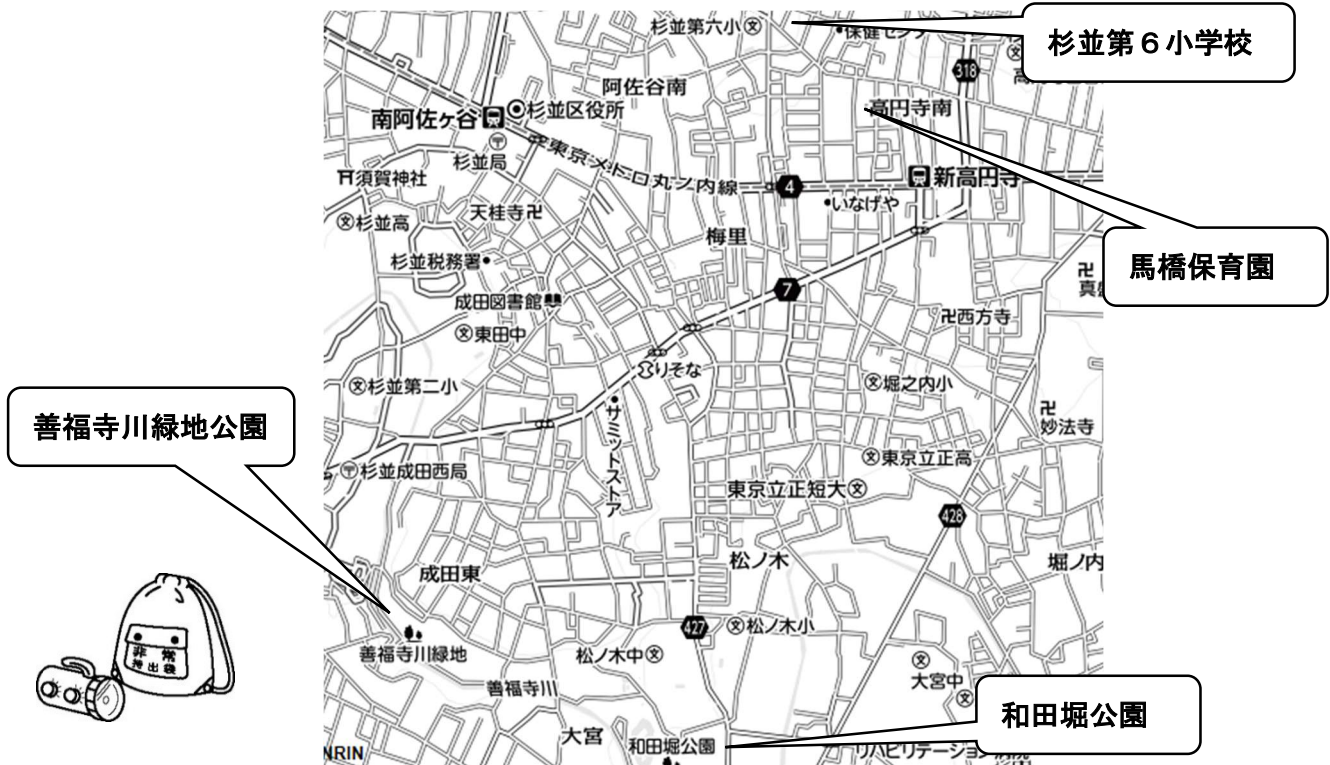
お子さまや保護者に関わる個人情報は事務所書庫にて保管、施錠し、職員全員が細心の注意を払っています。パート職員、実習生についても守秘義務の徹底を図っています。

11 防災に備えて

☆馬橋保育園の避難場所・避難経路について☆

◎地域防災地点・・・・・・・・杉並第6小学校

◎広域避難場所・・・・・・・・和田堀公園 善福寺川緑地公園



(1) 大規模地震発生の注意情報及び、警戒宣言が発令された場合

- ① 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまでは、保育園は「休園」になります。
- ② 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。
- ③ やむを得ず、お迎えが遅れる場合は、保育園でお預かりします。

(2) 保育時間中に大きな地震が発生した場合

- ① 原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
- ② 災害の状況によって、保護者の方に連絡が出来ないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、あらかじめ保育園で指定している地域防災拠点、広域避難場所に移動することがあります。この場合は保育園の入り口に掲示します。
- ③ 園児引き渡しは『園児引き渡しカード』に記載されている方にします。
災害が発生した場合は、身の安全を第一に気を付けてお迎えに来てください。保護者が迎えに来ることができない場合を想定して、あらかじめ協力者を決めるなど、家庭や知人との連携をとっておくとよいと思います。
- ④ 園より通信状態が可能な場合は、現状のお知らせをメール配信いたします。(添付書類あり)

(3) 避難訓練について

予測なしで発生する地震や火災、その他の事故災害から子どもたちを守るため、月1回避難訓練を実施しています。

- ① 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。
- ② 子どもたちの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、毎月、地震や火災などを想定した避難訓練を行います。

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名	年 齢	ク ラ ス 名
0 歳児	たんぽぽ組	3 歳児	すみれ組
1 歳児	もも組	4 歳児	ゆり組
2 歳児	ちゅうりっぷ組	5 歳児	ひまわり組

12 給食等について

年 齢	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	午前 おやつ	給食		午後 おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	月齢による 離乳食、ミルクの提供
1 歳児	○	○	○	○	(1050kcal)
2 歳児	○	○	○	○	50%
3 歳児		○	○	○	(1400kcal)
4 歳児		○	○	○	
5 歳児		○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- ・献立の提供：保護者の方へは前月の末までに翌月の献立表をお配りいたします。
- ・集団給食施設届を杉並保健所に届け出済です。

<アレルギー対応について>

当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」に則り、馬橋保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
使用する食材の中で、アレルギー等で食べられないものがありましたら事前にご連絡ください。ご相談の上、除去するなどの対応をとります。（医師による診断書が必要となります）

13 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時に必要な書類など

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の連絡先を確認するもの
- ・児童の健康や体調を確認するもの。（病歴、予防接種の記録やアレルギー等）
- ・児童の嗜好や生活習慣を知るもの

(2) 保護者に用意していただくもの

	クラス	0歳	1歳	2歳	幼児 (3, 4, 5歳)	
	持ち物	たんぽぽ	もも	ちゅうりっぷ	すみれ ゆり ひまわり	
毎日持ってくる物	連絡帳	○	○	○	○	園で用意します。
	通園かばん				○	お子さんが登降園時使用します。
	汚れ物入れ袋	1枚	1枚	1枚	1枚	濡れても良い袋。
	紙オムツ	5~7枚	5~7枚	5~7枚	必要に応じて	紙オムツに名前を記入してください。
園に置く物	着替え	3組	3組	3組	2組	持ち帰った枚数を補充してください。
	外遊び用上着	必要に応じてお声掛けします。	○	○	○	冬季に使用します。フードがついていると引っかかり、危険を伴いますので、フードのないものが望ましいです。
	上履き 避難靴を兼ねる				○	週末、月末等に持ち帰り洗ってください。
	園庭用靴	必要に応じてお声掛けします。	○	○	○	
午睡に必要な物	バスタオル	○	○	○	○	
	シーツ	○	○	○	○	シーツ類は週明けにお持ちいただき、週末にお持ち帰り洗ってください。
	バスタオル類を入れる袋	○	○	○	○	

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装
- ・ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・上履き入れ(ビニール袋で可)

14 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- 登園、降園共通の事も含みます。
- 登園が遅くなる時やお休みされる時は、9時30分までに連絡をお願いします。
- 子どもの健康チェックをお願いします。
- 門、玄関はナンバーキーの設置をしています。各自でナンバーを押して出入りとなります。安全の為、不定期にナンバーを変更いたします。ナンバーを忘れた場合にはインターフォンでお知らせください。
- 登降園の際には、必ず職員に声をお掛けください。
- バッジ、飾りつきヘアゴムやピンは、危険防止の為、保育園での着用は避けるようにしてください。
- 自転車を利用する方は、駐輪場のご利用をお願いします。
- 自転車にお子様を乗せたままその場を離れますと大変危険ですので、ご一緒に行動していただきますようお願いします。
- 貴重品はお持ちになり、自転車のカゴに置いたままになさらないようお願いします。
- お車での登降園は原則禁止とさせていただきます。
- 18:30以降のお迎えは延長保育となります。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- 職員からお子様の引き渡しを受けられましたら、お子様から目を離さないようお願いします。
- いつもと違う方がお迎えに来られる時は事前に連絡をしてください。連絡がない場合は、お子様をお渡しできない事があります。

15 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みです。当園は子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら、家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- 連絡帳・・・保育所での状況や家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用いたします。
- 園だより・・・毎月1回、月の行事や共通連絡事項などをお知らせいたします。
- 給食だより・・・毎月1回、子どもたちの食の営みを豊かにする情報をお伝えいたします。
- ほげんだより・・・毎月1回、子どもたちの健康に関する情報をお伝えします。
- クラスだより・・・その時々クラスの子どもたちの様子をお知らせいたします。

16 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	・ 0 歳児	毎月 1 回	嘱託医が健診をします。
	・ 1 歳児以上	年 2 回	嘱託医が健診をします。（春・秋に実施）
耳鼻科・眼科健診	・ 幼児クラス	年 1 回	耳鼻科、眼科の医師が健診します。
歯科健診	・ 全園児	年 1 回	歯科医が健診をします。
身体計測	・ 全園児	毎月 1 回	身長と体重の測定を行います。

※上記の各結果は健康カードに記載し、お知らせいたします。確認されましたらサイン又は押印してお持ちください

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・ 0 歳児は保育園で登園時に検温していただきます。
- ・ 発熱時の対応
基本的には 37.6℃を目安に保護者の方へ連絡をします。
熱性けいれんや状態を判断し早めに連絡をする場合もあります。
熱が高くなくても、ぐったりしている、元気がないなど、いつもと違う場合には連絡をすることもあります。
- ・ 感染症の対応
登園停止の感染症後の登園には、医師の「登園許可意見書」の提出が必要です。（病院で書いていただけます。）
登園停止以外の感染症は医師の判断により、保護者が記入する「登園届」の提出が必要です。
- ・ 下痢、嘔吐時の対応
下痢や嘔吐の回数だけでなく、顔色、元気がないなど様子を見て連絡をします。
- ・ 園での与薬はしません。

17 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

園での予防対策

- ・ 手洗いはペーパータオルを使用し、雑菌予防をしています。
- ・ 発生した場合の連絡（園だより、ほけんだより等）や掲示などで保護者にお知らせいたします。

18 障がい児保育について

杉並区療養センターや他施設と連携し、療育の視点からの助言、確認支援を受けながら適切に行います。

19 医療的ケアが必要な児童の保育について

園では医療行為は行えませんが、お子さんの主治医からの「生活管理指導表」により、運動強度およびその他注意することを明確にして保育にあたります。

20 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとします。

21 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	セキこどもクリニック
医 院 長 名	関 兼英
所 在 地	阿佐ヶ谷南2-1-27
電 話 番 号	03-3318-1625

22 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	杉並第6小学校
広域避難場所	和田堀公園 善福寺川緑地公園

23 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	杉並警察署 (03-3314-0110)
消防署	杉並消防署(馬橋出張所) (03-3393-0119)

24 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	辻 敦美
消防計画届出年月日	消防署 令和3年 3月 10日
避難訓練	避難訓練 月1回 (内容) 火災、地震
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 避難袋など

25 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

- ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター(学校安全会)
- ② ほいくのほけん(全国私立保育園連盟)

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター (学校安全会)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省で定めるもの(・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃による疾病・負傷による疾病)	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学(園)中の災害の場合1,885万円～41万円)
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円(通学(園)中の場合1,400万円)
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円(通学(園)中の場合1,400万円)
	死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円(通学(園)中の場合も同額)

② ほいくのほけん(全国私立保育園連盟)

賠償責任保険 ※相手方への賠償など	対人	1名につき	10億円
		1事故につき	10億円(保険期間中)
	対物	1事故につき	1000万円(保険期間中)
	初期対応費用	1事故10万円限度/免責金額なし	
傷害保険 ※園児のケガの補償など	死亡・後遺障害	230万円	
	入院	1日あたり	3,000円
	退院	1日あたり	2,000円
	通院	1日あたり	2,000円

※保険料につきましては、変更することがあります。

26 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示 園のホームページに掲載
外部評価	実施方法：東京都福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：3年に1回 公表先：東京都ホームページ

27 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付者	鹿野 美幸 電話番号 03-3314-0287	
相談・苦情解決責任者	辻 敦美 電話番号 03-3314-0287	
第三者委員	高橋 倫代	電話番号 03-3312-6609
		役職・肩書等 民生委員・児童委員 高円寺地区 会長
	盧 宏美	電話番号 03-3318-3210
		役職・肩書等 民生委員・児童委員 高円寺地区 主任児童委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置していますので、お気軽にご利用ください。

28 地域の育児支援について

- 子育て相談（随時受け付けております）
- 園庭開放 毎月第3水曜日 10:00～11:30
- 体験保育
- 行事へのお誘い

登園許可意見書

馬橋保育園長 殿

年 月 日
 尚徳福祉会 馬橋保育園

組 児童氏名 _____
 年 月 日生

上記の者は、下記○印の感染症が軽快し、かつ学校保健安全法施行規則の基準による（保育園は同法の準拠による）感染症の予防上支障がなく、下記月日より登園可能と判断します。

記

	○印	病名	出席停止期間の基準
1		百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
2		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
3		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4		風しん	発疹が消失するまで
5		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
6		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7		結核	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
8		髄膜炎菌性髄膜炎	同上
9		腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	同上
10		流行性角結膜炎	同上
11		急性出血性結膜炎	同上
12		感染性胃腸炎	同上
13		その他（ ）	

年 月 日より登園可能

医療機関名・住所 _____

医師氏名 _____ 印

※主治医様 本文書作成料は、1通500円でお願ひします。

杉並区私立幼稚園連合会
 杉並区立子供園
 杉並区立保育園
 杉並区立保育園
 杉並区私立保育園連盟

登園届（保護者記入）（インフルエンザ用）

馬橋保育園長 殿

_____ 組 _____ 児童名 _____

インフルエンザの型 (A型 ・ B型 ・ 不明 ・)	
発症した日 ※急な発熱、全身倦怠感（からだのだるさ）、寒気（さむけ）などが出た日を示します。判断に迷う場合には、医師に相談してください。	月 日
解熱した（熱が下がった）日	月 日
登園を再開する日	月 日

受診医療機関 _____

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
年 月 日から登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印またはサイン _____

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで

（学校保健安全施行規則の一部を改正する省令 平成 24 年 4 月 1 日施行）

※出席停止日数の数え方例（発症・解熱した日を 0 日目として数えます。）

① 2 / 1 発症 → 2 / 2 解熱 → 発症後 5 日経過 → 2 / 7 から登園可。 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ ⑦ ・ 8

② 2 / 1 発症 → 2 / 3 解熱 → 発症後 3 日経過 → 2 / 7 から登園可。 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ ⑦ ・ 8

③ 2 / 1 発症 → 2 / 4 解熱 → 発症後 3 日経過 → 2 / 8 から登園可。 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ ⑧

（凡例：発症日 □、解熱日 ◇、出席停止の期間 _____、登園可能な日 ○）

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20 ・ 21 ・ 22 ・ 23 ・ 24 ・ 25 ・ 26 ・ 27 ・ 28 ・ 29 ・ 30 ・ 31	当月	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 ・ 9 ・ 10
11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 ・ 16 ・ 17 ・ 18 ・ 19 ・ 20 ・ 21 ・ 22 ・ 23 ・ 24 ・ 25 ・ 26 ・ 27 ・ 28 ・ 29 ・ 30 ・ 31			

登園届

<保護者用>

病状回復後の際に、下記の登園届（太枠内）の提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、お子さまの全身状態が良好であることが基準となります。）

登園届（保護者記入）	
馬橋保育園園長殿	入所児童氏名 _____
病名「 _____ 」	
年 月 日、医療機関名「 _____ 」	
（医療機関連絡先： _____ ）において病状が回復し、 集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。	

保護者名 _____

印又はサイン _____

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。保育園入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症○

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
延長保育料（申請者）	延長保育に要する費用の一部をご負担いただくもの	（月極め）保育料決定通知に記載されている階層により決定。 （日額利用）スポット保育については、 1時間 800円 2時間 1600円 （上限 9600円）
夕食代（申請者）	延長保育で夕食を希望する子どもに実費でご負担いただくもの	1食 350円
写真代（希望者）	日常の子どもの姿を撮影した写真販売を行い実費でご負担いただくもの	1枚 30円
DVD購入費（希望者）	日常の子どもの姿を撮影したDVD販売を行い実費でご負担いただくもの	1枚 400円